

コメント管理表（濃縮個別グループ③ 濃縮共通）

ヒアリングでの指摘事項及び指摘への対応方針について、補足説明資料ごとにコメント管理表にまとめ、対応に漏れがないことを管理する。これまでの対応状況を下表に示す。

 : 今回ご説明 : 説明終了

番号	コメント管理表名	コメント管理表 最終改訂日	対応資料 提出日
濃縮個別60	設工認申請全体の関係性、網羅性に係るコメント管理表	2022.5.20	2022.5.20
濃縮個別61	基本設計方針に係るコメント管理表	-	-
濃縮個別62	工事の方法に係るコメント管理表	2022.5.20	2022.5.20
濃縮個別63	準拠規格及び基準に係るコメント管理表	2022.4.27	2022.4.27
濃縮個別64	仕様表に係るコメント管理表	2022.5.20	2022.5.20
濃縮個別65	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに係るコメント管理表	2022.4.27	2022.4.27
濃縮個別66	核燃料物質の臨界防止に係るコメント管理表	-	-
濃縮個別67	放射線による被ばくの防止に係るコメント管理表	2022.5.20	2022.5.20
濃縮個別68	加工施設の耐震性に係るコメント管理表	2022.5.20	2022.5.20
濃縮個別69	強度に係るコメント管理表	-	-
濃縮個別70	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係るコメント管理表	2022.5.20	2022.4.21
濃縮個別71	加工施設の閉じ込めの機能に係るコメント管理表	2022.5.20	2022.5.20
濃縮個別72	加工施設の火災防護に係るコメント管理表	2022.5.20	2022.5.20
濃縮個別73	加工施設内における溢水による損傷の防止に係るコメント管理表	-	-
濃縮個別74	放射線管理施設に係るコメント管理表	-	-
濃縮個別75	安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に係るコメント管理表	2022.4.21	2022.4.21
濃縮個別76	加工施設への人の不法な侵入等の防止に係るコメント管理表	2022.4.21	2022.4.21
濃縮個別77	加工施設の内部飛散物による損傷防護に係るコメント管理表	-	-
濃縮個別78	安全避難通路及び照明設備に係るコメント管理表	2022.5.20	2022.5.20
濃縮個別79	通信連絡設備に係るコメント管理表	2022.4.27	2022.4.27
濃縮個別80	警報設備等に係るコメント管理表	-	-
濃縮個別81	核燃料物質の貯蔵施設に係るコメント管理表	-	-
濃縮個別82	放射性廃棄物の廃棄施設に係るコメント管理表	2022.4.21	2022.4.21
濃縮個別83	非常用電源設備に係るコメント管理表	2022.4.21	2022.4.21
濃縮個別84	設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表に係るコメント管理表	-	-
濃縮個別85	技術基準規則各条文と関連書類との整理に係るコメント管理表	2022.5.20	2022.5.20
濃縮個別86	設備別記載事項の設定根拠に係るコメント管理表	2022.4.27	2022.4.27
濃縮個別その他	審査会合に係るコメント管理表	2022.4.27	2022.4.27

濃縮個別60 加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別60 全体の関係性〉 ・P76にエキスパンションジョイントの説明は必要ではないか。また、耐震だけではなく、被ばく評価等のその他の事項への影響も明確にする必要はないか。	・エキスパンションジョイントに関する説明、被ばく評価やその他の事項への影響の全体像が明確になるよう資料を修正する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別60 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別60 全体の関係性〉 ・今回の申請に係らない資料も添付されているがどのような考えか。	・設工認申請全体の考え方を整理したものであるため、今回の申請に係らない資料も添付しているが、今回の申請に係る部分が明確になるよう、資料を修正する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別60 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別60 全体の関係性〉 ・新共通06の”新”という記載は必要か。	・必要がないため記載を削除する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別60 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別60 全体の関係性〉 ・既設のA建屋に影響を与えないことについて、結論しか記載されていないため、この資料の中で全体像（耐震、被ばく等）及び他の補足説明資料との関連を明確すること。	・既設のA建屋に影響を与えないことの説明の全体像を明確にするとともに、関連補足説明資料との紐付けを明確にする。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別60 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2022年5月11日	〈濃縮個別60 全体の関係性〉 ・添付3補足表1の表現で不明確な記載（感知器の新設及びベージング装置の新設がどの建屋に対する記載か不明確。固体廃棄物に干渉しないよう仮壁を設置するよう説明している文章が不明確。）があるため明確にすること。	・記載の明確化を行う。	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別60 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別62 工事の方法に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別62 工事の方法〉 ・A建屋に開口部を設置する工事について、既設への影響に関する記載が不十分である。また、各工事で断片的な説明となっているため、全体が分かるように記載を見直すこと。	・既設への影響を与えない工事方法であることを明確にするとともに、工事全体の流れ、関係性がわかるように記載を見直す。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別62 ・工事の方法に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2022年5月11日	〈濃縮個別62 工事の方法〉 ・前回の資料では「固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画）」という言葉であり、今回統一がとれていないため、記載統一のこと。	・「（廃棄設備（区画）」の記載を含めて全文示すように記載統一する。	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別62 ・工事の方法に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別63 準拠規格及び基準に係るコメント管理表

凡例
 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別63 準拠規格〉 ・屋外消火栓等の準拠規格に関する説明について整理して説明すること。	・当該設備の準拠規格に関する説明を資料に追加する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別63 ・準拠規格及び基準に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別63 準拠規格〉 ・P5のNo15（建築基礎構造設計指針）の設工認関連箇所の説明内容は適切か。	・記載に誤りがあるため適切に修正する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別63 ・準拠規格及び基準に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別63 準拠規格〉 ・P5のNo16（地震力に対する建築物の基礎の設計指針）の設工認関連箇所に仕様表等と記載があるが適切か。	・主に用いている箇所は耐震性に関する説明書なので、記載を適切に修正する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別63 ・準拠規格及び基準に係る補足説明資料 R1	—

濃縮個別64 仕様表に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含され则认为るもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別64 仕様表〉 ・基礎について、杭の強度を示しているが、基礎スラブ、フーチング等もあるので、そのような部材（コンクリート）の強度も記載すべきである。	・基礎スラブ、フーチング等に使用するコンクリートの強度を追加する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別64 ・仕様表に係る補足説明資料 R1	濃縮個別 その他 No.8
2	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別64 仕様表〉 ・杭について、対象となるものは3本のみであるため、杭径の記載は「0.7~1.0m」ではなく、「0.7m、0.8m、1.0m」とすること。	・杭径の記載を「0.7m、0.8m、1.0m」に修正する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別64 ・仕様表に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別64 仕様表〉 ・P7の備考欄で保管エリアの寸法を記載するとしているが、仕様表では保管エリアの区画面積を示している。適正に記載を修正すること。	・保管エリアの区画面積を示すことを明確に記載する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別64 ・仕様表に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別64 仕様表〉 ・P6の発電炉の仕様表の例では、建屋と地盤の境界として底面の標高が記載されている。今回の建屋は、杭基礎であるため、杭の先端等の標高を記載することを検討すること。	・建物と地盤の境界となる基礎の底面（フーチング部）の標高を追記する。（杭の先端部の具体的な数値は現場での打ち込み時に確定（現場合わせ）するため、杭（10m）を取り付ける基礎（フーチング部）底面の標高とした。）	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別64 ・仕様表に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2022年5月11日	〈濃縮個別64 仕様表〉 ・P6の仕様表について、杭の先端深度が現場の支持地盤の出現の状況によって変わる場合があることを注記に追加するなどにより明確にすること。	・建物の仕様表に杭先端深度に係る注記を追加する。	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別64 ・仕様表に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別65 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに係るコメント管理表

凡例
 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	<p>〈濃縮個別65 品質マネジメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の申請に直接関連しない「主要な溶接部の評価」等の内容について、記載されているが、実用炉の添付書類では、今回の工事に係る実績、計画を記載する扱いとしているはずなので、発電炉の実績等も踏まえて再度整理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電炉の実績を踏まえた内容に修正する。（本文、添付説明書は全ての品質管理の方法を記載、様式-1,9は該当項目のみ記載する。） 	2022/4/27 (資料提出)	<p>濃縮個別65</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの補足説明資料 R1 	—

濃縮個別67 放射線による被ばくの防止に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	<p>〈濃縮個別67 被ばく〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P6の遮蔽の説明について、設計方針を明確にすること。まずは、今回の雑固体廃棄物が、どういう線量であり、それに対して遮蔽をどのように考えるのかという設計の説明をした上で、既認可での評価方針を踏まえて、線量評価に影響はないことを示すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設は濃縮度5%以下の未照射ウランを取り扱う施設であり、保管廃棄する雑固体廃棄物（ウエス、ゴム手袋等）の線量が十分低いものであることを明確にする。 	2022/4/21 (資料提出)	<p>濃縮個別67</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R1 	濃縮個別 その他 No.4
2	濃縮共通	2022年4月25日	<p>〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部の設置工事により、既認可のA建屋の遮蔽性と閉じ込め性を含めた安全性に影響がないことを説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・A建屋の壁も遮蔽性能を考慮したものではなく、評価に影響がないことを明確にする。 	2022/4/27 (資料提出)	<p>濃縮個別67</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R2 	濃縮個別 その他 No.11
3	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別67 被ばく〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑固体廃棄物からの線量当量率の実績に関する説明が、既設の建屋に関するものであれば、その旨を明確にすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の明確化を行う。 	2022/5/20 (資料提出)	<p>濃縮個別67</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R3 	—

濃縮個別68 加工施設の耐震性に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・P15 表5杭の許容支持力にて、準拠規格として「平成13年国土交通省告示第1113号」によるとしているが、本告示だけでは杭の許容支持力を算出できない。どのような方法で表中の許容支持力を算出したのか説明すること。	・杭の算定式と式中の各係数等の数値引用元を明確にした説明を補足説明資料に追加する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・申請書 添付書類Ⅲ-2 P7以降にて、鉄骨造の建物の保有水平耐力の算定式を示しているが、全塑性モーメントの算定式までに留まっておらず、最終的な保有水平耐力の算定までの方法を示さしていない。保有水平耐力算定に係る全体を示すこと。	・全塑性モーメントの算定式から保有水平耐力の算定までの方法等の説明を追加する。 ・また、保有水平耐力・必要保有水平耐力の算定には、解析コードを用いる旨、設計方針に追加する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1	濃縮個別 その他 No.9
3	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・P13 既認可の既設の建物の耐震計算ルートについて、Bウラン濃縮廃棄物建屋と同じ鉄骨造、第2類でありながら、ルート2とルート3が混在している。補足説明として、これらの既認可の建物と今回申請の建物とでルート選定の違いやその理由を整理し説明すること。	・Bウラン濃縮廃棄物建屋と既認可の同構造の建物とでルート選択結果が一部異なることについて、違いが生じる理由をルート選定時の考え方（規模、構造等）に基づき既認可の建物を例示して追加説明する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・P21 エキスパンションジョイントを設置するにあたっての準拠規格等があれば追加説明すること。また、エキスパンションジョイントのより具体的な構造を示すこと。	・エキスパンションジョイントの具体的な設置場所、設置方法等の説明を追加する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・P30 使用する各解析コードが、建物のどの部分の設計にて使用しているのか、説明すること。	・解析コードを用いた設計として、一次設計、二次設計のどこで使用するのか説明を追加する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1	—
6	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・P8 N値と地耐力は定義が異なることから、地盤に対する適合説明の記載を適正化すべきではないか。	・N値50以上の鷹架層中部層粗粒砂岩層に建物を支持させる主旨に記載内容を修正する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1	濃縮個別 その他 No.6
7	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・P16 設備・機器の耐震性評価のうち、波及的影響の適合説明について、既認可と異なり、耐震設計上説明すべき事項の記載がない。波及的影響に対する設計事項として本申請の記載で適切なものか再検討すること。	・波及的影響に対する耐震設計方針を既認可の記載事項を踏まえて検討し、説明を追加する。 ・波及的影響に対する耐震設計方針に基づき、考慮の要否を検討した結果を追加する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1	—
8	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・P15のクリアランスの評価において、二次設計を踏まえても建屋が衝突しないことを明確化すること。また、層間変形角の評価で1/120を適用している根拠を記載すること。	・一次設計及び二次設計を踏まえても建屋が衝突しないクリアランスを確保していることを明確化する。 ・1/120を適用している根拠を追加する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1	濃縮個別 その他 No.10
9	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・耐震以外も含めて、本申請と既認可との違いについて補足説明の記載を拡充すること。	・各補足説明資料について、既認可との違いに係る記載を拡充する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1 (他の補足説明資料（自然現象、火災防護等）も同様に対応)	濃縮個別70No.7 濃縮個別72No.5 濃縮個別78No.3 濃縮個別79No.1 濃縮個別82No.2 濃縮個別83No.4

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
10	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別68 耐震〉 ・P20 「d. i. 耐震壁」における、耐震壁の保有水平耐力算定の方法について、フレームの保有水平耐力算定方法と同様に明確化すること。</p>	<p>・耐震壁の保有水平耐力の算定方法を、柱梁等のフレーム構造と同様に荷重増分解析による弾塑性解析により算定することの説明を備考にて追加する。 ・設工認申請書「Ⅲ-2 建物の耐震計算方針」が施設全体の建物の耐震計算方針であるため、本申請で耐震壁の保有水平耐力算定を実施しない旨、明確化する。</p>	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
11	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別68 耐震〉 ・P22 補足説明欄にて、鉄骨造の保有水平耐力算定の考え方を図等により補足説明しているが、今回申請のBウラン濃縮廃棄物建屋の構造の一部はブレース（筋かい）を有している。補足説明事項として、ブレース（筋かい）における保有水平耐力算定の考え方を追加説明すること。</p>	<p>・補足説明欄にブレース構造の保有水平耐力算定の考え方について、文章及び図を用いた補足説明を追加する。</p>	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
12	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別68 耐震〉 ・P23 設工認申請書欄の文章4行目にて、「降伏ヒンジを形成させて以降のフレーム解析を行う」とあるが、「フレーム解析」とはどういった解析なのか、補足説明欄では「フレーム弾塑性応力解析」とあり、資料全体で適切な用語で統一を図ること。</p>	<p>・用語適正化及び統一を図る観点から、「フレーム応力解析（弾性・弾塑性）」に統一する。 また、荷重増分解析時のフレームの降伏前後でフレーム応力解析（弾性）とフレーム応力解析（弾塑性）に修正・統一する。</p>	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
13	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別68 耐震〉 ・P28 杭の許容支持力の算定にて、今回の杭の施工方法は一般的な工法なのか、大臣認定工法なのか説明すること。また、大臣認定工法ならば、施工する杭等が大臣認定された杭であることを示すエビデンスを合わせて示すこと。</p>	<p>・本申請の杭が平成12年以前に旧法第38条に基づく認定を取得した工法であることを明確化する。 ・本申請の杭の許容支持力算定の方法は、国土交通省の通知文より、「平成13年国土交通省告示第1113号」で定める算定式を用いることを明確化する。 ・本申請の杭の許容支持力算定方法の妥当性を示すため、国土交通省の通知文（抜粋）を追加する。</p>	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
14	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別68 耐震〉 ・P16（注7）にて、層間変形角の判定基準値「1/120」を適用する条件として、「層間変形角1/120に追従することをメーカ試験にて確認した外装材（PC板）」とあるが、メーカ試験結果のエビデンスを示すこと。</p>	<p>・使用する外装材（PC板）が層間変形角「1/120」においても著しく損傷（脱落）しないことを示すメーカ試験結果のエビデンスを追加する。</p>	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
15	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別68 耐震〉 ・P17 設工認申請書欄における設備・機器の波及的影響に対する耐震設計方針にて、第3類の今回の設備・機器が第2類の建物に対する波及的影響について説明を追加すること。</p>	<p>・設工認申請書欄にて、今回申請する設備・機器（全て第3類）が、建物（第2類）に波及的影響を及ぼすおそれがない旨の理由を追加する。</p>	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
16	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別68 耐震〉 ・P16（注7）にて、層間変形角の判定基準値「1/120」としているが、建物は準耐火建築物であり、その場合、層間変形角の基準値は「1/150」とすべきではないか、層間変形角の判定基準値の設定の考え方を追加説明すること。</p>	<p>・建築基準法施行令第109条の2の2にて、準耐火建築物（Bウラン濃縮廃棄物建屋）の層間変形角が「1/150」以内と定められていることの補足説明を追加する。 ・本申請の層間変形角の判定基準値を同条に定める「1/150」以内ではなく、「1/120」以内を適用することの妥当性の補足説明を追加する。</p>	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
17	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別68 耐震〉 ・P41、42にて説明した解析コードについて、既設のAウラン濃縮廃棄物建屋でも同じコードを使用しているのか確認し、回答すること。 ・本申請で用いる解析コードが既設で使用実績がないものの、本申請の設計段階にて妥当性等が確認されていることを明確化すること。</p>	<p>・本申請で使用している解析コードが、Aウラン濃縮廃棄物建屋で用いた解析コードと異なることを明確化する。 ・その他既設の建物でも本申請と異なる解析コードを使用しているが、いずれの建物の耐震設計方法も建築基準法に定めた方法により実施していることを明確化する。 ・本申請の解析コードの妥当性は、本申請の設計段階にて確認していることを明確化する。</p>	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別70 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別70 自然現象〉 ・Bウラン濃縮廃棄物建屋については、竜巻に対して強度評価を行うことことから、荷重の設定等に係る方針を第5回申請と同じく申請書に記載すること。	・第5回申請時と同じく、施設全体の竜巻防護に係る方針を記載した上で、全体の方針と今回の申請対象設備における防護対象設備の選定及び防護設計の関係がわかるように記載を追加する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別70 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別70 自然現象〉 ・Bウラン濃縮廃棄物建屋の竜巻防護設計において、施設全体で竜巻防護として何をやるのか、そのうち今回のBウラン濃縮廃棄物建屋の位置づけはどうかかわかるように方針を追加すること。	・同上	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別70 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別70 自然現象〉 ・降水に対する防護設計及び評価の方針についても、竜巻同様に添付書類の本文に記載されていることが不足しているため、全体の方針と今回の防護設計及び評価の繋がりがわかるように記載を追加すること。	・申請書の別添に記載している防護設計及び評価の方針を申請書にも追加して全体の方針と今回の申請対象設備における防護設計の関係がわかるようにする。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別70 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別70 自然現象〉 ・降水に対する考慮として、エキスパンションジョイントで接続する部分に対する説明を追加すること。	・補足説明の欄にエキスパンションジョイントの接続部に関する雨水浸入防止に係る記載を追加する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別70 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別70 自然現象〉 ・添付1における適合要否の考え方の記載と申請書及び濃縮個別84（技術基準適合に係る整理表）の記載と一部合わないところ（化学物質の放出に対して”□”と記載している等）があるため、記載の整合を図ること。	・申請書側の記載を適合要否の表の記載と合わせることで整合を図る。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別70 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R1	—
6	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別70 自然現象〉 ・P17の備考欄において、タイトルが浮いているような記載になっているため、適切に見直すこと。	・改行する等の処置により、見やすくなるように修正する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別70 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R1	—
7	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・耐震以外も含めて、本申請と既認可との違いについて補足説明の記載を拡充すること。	・各補足説明資料について、既認可との違いに係る記載を拡充する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別70 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R1	濃縮個別68 No.9
8	濃縮共通	2022年5月11日	〈濃縮個別70 自然現象〉 ・排水設計の記載方針について、並行して審査している全社側のMOXや再処理の資料を確認していることは理解したが、念のため全社側の担当者と連携し確認しながら進めて欲しい。	・全社側の担当者と調整を行い、記載方針に相違がないことを確認した。	2022/5/20	—	—

濃縮個別71 加工施設の閉じ込めの機能に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月25日	<p>〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 開口部の設置工事により、既認可のA建屋の遮蔽性と閉じ込め性を含めた安全性に影響がないことを説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> A建屋は第2種管理区域であり、壁について「核燃料物質等による汚染の防止」を考慮する必要がないことを明確にする。 	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別71 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料 R1	濃縮個別 その他 No.11
2	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別71 閉じ込め〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染の防止に関する記載について、新設するBウラン濃縮廃棄物建屋に関する説明の他に、開口部の設置工事による既設のAウラン濃縮廃棄物建屋の適合性への影響を説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 開口部の設置工事による既設のAウラン濃縮廃棄物建屋の適合性への影響について、管理区域区分に基づく設計方針を踏まえ、影響がないことを明確にする。 	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別71 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別72 加工施設の火災防護に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別72 火災防護〉 ・P20の「補足図2 煙感知器の設置方針」について、添付2の「図2 自動火災報知設備 配置概略図」に呼び出しを追加するなど、関連を明確すること。	・添付2の「図2 自動火災報知設備 配置概略図」に「補足図2 煙感知器の設置方針」の呼び出しを追加する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別72 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別72 火災防護〉 ・P15の「補足図1 屋外消火栓配置概略図」に、今回の申請に関連する屋外消火栓の有効範囲円の凡例（太破線）が記載されているが、今回の申請に関連しない有効範囲円の凡例（破線）が不足しているため、明確にすること。	・凡例欄に今回の申請に直接関連しない有効範囲円（破線）の説明を追加する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別72 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別72 火災防護〉 ・P3の「2.申請対象と技術基準規則の関係」において、「技術基準規則 第11条 火災等による損傷の防止 第1項、第3項」とあるが、他の補足説明資料ではこの箇所第○項まで記載していないため、整合を図ること。	・他の補足説明資料と整合を図り、「第1項、第3項」を削除する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別72 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別72 火災防護〉 ・P10の「建屋には、火災の消火に必要な容量を有する消火器を設置する・・・」とあるが、これが消防法に基づくものであることを明確にすること（次行では、「消防法に基づき、歩行距離20m以内」としているため、表現を合わせること。）。	・消火器の容量に係る記載に「消防に基づき」を追加する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別72 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・耐震以外も含めて、本申請と既認可との違いについて補足説明の記載を拡充すること。	・各補足説明資料について、既認可との違いに係る記載を拡充する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別72 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	濃縮個別68 No9
6	濃縮共通	2022年5月11日	〈濃縮個別72 火災防護〉 ・「可能な限り難燃性ケーブルを使用する」とあるが、「可能な限り」の具体を明確にすること。また、施設のグレードにより難燃性ケーブルにしない場合は、波及影響の有無について示すこと。	・電気・通信ケーブルについては、金属製盤の内部配線を除き、日本産業規格の難燃試験等を満足する難燃性のものを使用することを明確化した。また、施設のグレードに係らず、難燃性のものを使用することを明確化した。	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別72 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別75 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に係るコメント管理表

凡例
 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	<p>〈濃縮個別75 安全機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「設計基準事故の発生を想定する建物、設備及び機器ではないため、設計基準事故時に想定される環境条件においても、その安全機能を発揮することができる。」とあるが、表現が分かりにくいいため、適切な表現へ見直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が起きた場合でも、環境条件、事故影響を受けないため、安全機能を発揮することができるといった意図であるため、それが分かるように修正する。 	2022/4/21 (資料提出)	<p>濃縮個別75</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に係る補足説明資料 R1 	—

濃縮個別76 加工施設への人の不法な侵入等の防止に係るコメント管理表

凡例
 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別76 不法侵入〉 ・施設全体の設計方針を補足説明資料に記載しているが、何がこの申請に関係するか等がわかるようにすること。	・設計方針のうち、今回の申請内容に直接係る内容を下線等で明確にする（他の補足説明資料にも同様に展開）。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別76 ・加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料 R1	—

濃縮個別78 安全避難通路及び照明設備に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別78 安全避難通路〉 ・P7の補足説明欄において、誘導灯が非常用電源設備に接続しないように見える。誘導灯も非常用電源設備に接続するのであれば適切に記載を見直すこと。	・誘導灯も非常用電源設備に接続するものであるため、記載を修正し整合を図る。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別78 ・安全避難通路及び照明設備に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別78 安全避難通路〉 ・P7の補足説明欄において記載している非常用電源設備への接続が申請書に記載されていない。設計要件であるならば両方申請書に記載すること。	・非常用照明及び誘導灯を非常用電源設備に接続することを申請書へ記載する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別78 ・安全避難通路及び照明設備に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・耐震以外も含めて、本申請と既認可との違いについて補足説明の記載を拡充すること。	・各補足説明資料について、既認可との違いに係る記載を拡充する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別78 ・安全避難通路及び照明設備に係る補足説明資料 R1	濃縮個別68 No.9
4	濃縮共通	2022年5月11日	〈濃縮個別78 安全避難通路〉 ・P8の補足説明欄において、「非常用照明のうち、避難用の照明及び誘導灯」の記載では、誘導灯が非常用照明であるように読めるので、適切に文章を見直すこと。	・「誘導灯及び非常用照明（避難用照明）」に文章を修正する。	2022/5/20 (資料提出)	濃縮個別78 ・安全避難通路及び照明設備に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別79 通信連絡設備に係るコメント管理表

凡例
 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・耐震以外も含めて、本申請と既認可との違いについて補足説明の記載を拡充すること。	・各補足説明資料について、既認可との違いに係る記載を拡充する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別79 ・通信連絡設備に係る補足説明資料 R1	濃縮個別68 No.9

濃縮個別82 放射性廃棄物の廃棄施設に係るコメント管理表

凡例
 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別82 廃棄施設〉 ・補足説明資料の本文において、要求事項が第1項については記載されているが、各号の要求が記載されていないため、記載の程度感はあるが追加すること。	・要求事項を明確にするために記載を追加するとともに、要求事項に係る今回の申請対象設備との関係に関する記載を追加する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別82 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・耐震以外も含めて、本申請と既認可との違いについて補足説明の記載を拡充すること。	・各補足説明資料について、既認可との違いに係る記載を拡充する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別82 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	濃縮個別68 No.9

濃縮個別83 非常用電源設備に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別83 非常用電源〉 ・P3「2.2 第2項の要求事項に係る申請対象」において、今回の申請対象設備が無停電電源装置、直流電源設備の負荷の対象とならないことについて考え方に係る記載を追加すること。	・無停電電源装置、直流電源設備に接続する加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備と今回の申請対象設備の関係性に係る記載を追加する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別83 ・非常用電源設備に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別83 非常用電源〉 ・P5の設工認申請書欄の※1において、負荷容量については、既認可にて示す値から変更はないとするため、既認可の申請内容を添付として追加すること。	・新規制基準への適合に係る申請（第1回申請～第5回申請）にて示した非常用電源設備に関する申請内容として、第2回申請のディーゼル発電機の申請内容、第4回申請の無停電電源装置、直流電源設備の申請内容を添付2として追加する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別83 ・非常用電源設備に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別83 非常用電源〉 ・P7の補足説明欄において、自動火災報知設備、通信連絡設備は、既設の主装置に接続することから負荷容量が増加しないとしていることについて、既設の主装置と負荷容量に関する既認可の申請範囲に係る記載を追加すること。	・今回の申請対象の既設設備への接続及び既認可にて示している既設設備の負荷容量の申請範囲に係る記載を追加する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別83 ・非常用電源設備に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2022年4月13日	〈濃縮個別68 耐震〉 ・耐震以外も含めて、本申請と既認可との違いについて補足説明の記載を拡充すること。	・各補足説明資料について、既認可との違いに係る記載を拡充する。	2022/4/21 (資料提出)	濃縮個別83 ・非常用電源設備に係る補足説明資料 R1	濃縮個別68 No9

濃縮個別85 技術基準規則各条文と関連書類との整理に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	<p>〈濃縮個別85 規則各条文と関連書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 適合説明に係る添付書類について、今回の申請に直接関連しないもの（臨界、閉じ込め等）も含めて、添付しているが、位置付け、考え方を整理して説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の申請に直接関連しないもの（臨界、閉じ込め等）の添付適合説明における位置付け、考え方を整理して説明する。 	2022/4/27 (資料提出)	<p>濃縮個別85</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則各条文と関連書類との整理 R1 	—
2	濃縮共通	2022年5月11日	<p>〈濃縮個別85 規則各条文と関連書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 本文補足図1の注釈にある関連性を添付書類で説明するとしていることの詳細がわかるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 後段の説明内容との整合を図り記載を拡充する。 	2022/5/20 (資料提出)	<p>濃縮個別85</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則各条文と関連書類との整理 R2 	—

濃縮個別86 設備別記載事項の設定根拠に係るコメント管理表

凡例
 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	<p>〈濃縮個別86 設定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管廃棄区画の容量の根拠について、補足説明資料を呼び出しているが、主な内容は申請書の説明書に記載されているので明確にすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管廃棄区画の容量の根拠について、申請書の説明書にも記載されていることを明確にする。 	2022/4/27 (資料提出)	<p>濃縮個別86</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備別記載事項の設定根拠に係る補足説明資料 R1 	—

濃縮個別その他 審査会合に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2022年4月13日	〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉 ・今回、放管施設の変更を伴わないことを踏まえ、P6の技術基準への適合の説明のうち第19条放管施設に係る記載について、必要性を検討すること。	・第19条3号において、放管施設による線量当量の測定の方法があり、今回、放管施設の変更はないが、新設するB建屋が要求を満たしていることの説明は必要と考える。	2022/4/15 (資料提出)	審査会合資料 ・設工認申請（廃棄物建屋の増設）について R1	—
2	濃縮共通	2022年4月13日	〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉 ・P5、P6は技術基準への適合性というタイトルとしているが、許可整合に係る内容も記載されている。20条廃棄施設の容量など許可要求に係る内容を明確にするとともに、他の条項も許可整合上、変更がないことを明確にすること。	・本説明には許可整合に係る内容も含まれていること及び20条廃棄施設の容量は許可要求に係る内容であることを明確にする。	2022/4/15 (資料提出)	審査会合資料 ・設工認申請（廃棄物建屋の増設）について R1	—
3	濃縮共通	2022年4月13日	〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉 ・P5、P6の技術基準への適合性について、大きな方針の観点で「違いなし」とするのではなく、構造、評価などの具体的な違いやポイントを明確にすること。	・具体の詳細設計を踏まえて、相違する点を明確に記載する。	2022/4/15 (資料提出)	審査会合資料 ・設工認申請（廃棄物建屋の増設）について R1	—
4	濃縮共通	2022年4月13日	〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉 ・P6の遮蔽の説明について、設計方針を明確にすること。まずは、今回の雑固体廃棄物が、どういう線量であり、それに対して遮蔽をどのように考えるのかという設計の説明をした上で、既認可での評価方針を踏まえて、線量評価に影響はないことを示すべきである。	・本施設は濃縮度5%以下の未照射ウランを取り扱う施設であり、保管廃棄する雑固体廃棄物（ウエス、ゴム手袋等）の線量が十分低いものであることを明確にする。	2022/4/15 (資料提出)	審査会合資料 ・設工認申請（廃棄物建屋の増設）について R1	濃縮個別67 No.1
5	濃縮共通	2022年4月13日	〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉 ・P4の保管廃棄区画の仕様表の最大保管能力について、設工認（詳細設計）の段階であり、「約」の表記は不適切。また、仕様表に合わせ、区画面積を明確にするべきである。	・詳細設計であることを踏まえ、「約」の記載について発電炉と整合を図るとともに、仕様表に合わせ、区画面積を記載する。	2022/4/15 (資料提出)	審査会合資料 ・設工認申請（廃棄物建屋の増設）について R1	—
6	濃縮共通	2022年4月13日	〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉 ・P5の技術基準への適合性の地盤について、N値は土の締めり具合、強度を求める際の基準の数値であり、地耐力とは直接的に結びつかない。記載の修正を検討すること。	・地耐力の記載を削除し、N値50以上の鷹架層中部層粗粒砂岩層に杭で支持させる設計に修正する。	2022/4/15 (資料提出)	審査会合資料 ・設工認申請（廃棄物建屋の増設）について R1	濃縮個別68 No.6
7	濃縮共通	2022年4月13日	〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉 ・P5の技術基準への適合性の耐震について、「許容範囲内である。」としているが、二次設計（保有水平耐力の確認）は許容範囲内であることを確認するものではない。適切に修正すること。	・二次設計の記載を「保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回っていることを確認する。」に修正する。	2022/4/15 (資料提出)	審査会合資料 ・設工認申請（廃棄物建屋の増設）について R1	—
8	濃縮共通	2022年4月25日	〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉 ・仕様書において建物の杭の強度の記載はあるが、基礎スラブやフーチングのコンクリート強度に関する記載や杭先端位置等の仕様書の記載がない。	・基礎スラブ、フーチング等に使用するコンクリートの強度を追加する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別64 ・仕様表に係る補足説明資料 R1	濃縮個別64 No.1
9	濃縮共通	2022年4月25日	〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉 ・耐震性に関する説明書における保有水平耐力の評価に係る算定方法について、全塑性モーメント等の説明に留まり、それからのように保有水平耐力を算定するかの記載が不十分。	・全塑性モーメントの算定式から保有水平耐力の算定までの方法等の説明を追加する。 ・また、保有水平耐力・必要保有水平耐力の算定には、解析コードを用いる旨、設計方針に追加する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1	濃縮個別68 No.2
10	濃縮共通	2022年4月25日	〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉 ・隣接する建屋とのクリアランスについて、一次設計と二次設計のいずれの観点で設計をするのかが記載されていない。	・一次設計及び二次設計を踏まえても建屋が衝突しないクリアランスを確保していることを明確化する。	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別68 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R1	濃縮個別68 No.8

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
11	濃縮共通	2022年4月25日	<p>〈設工認申請（廃棄物建屋の増設）について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 開口部の設置工事により、既認可のA建屋の遮蔽性と閉じ込め性を含めた安全性に影響がないことを説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 遮蔽性と閉じ込め性を含めた安全性に影響を与えないことを明確にする。 	2022/4/27 (資料提出)	濃縮個別67 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R2 濃縮個別71 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料 R1	濃縮個別67 No.2 濃縮個別71 No.1